

令和6年度入学者選抜後期選抜募集要項

福島県立船引高等学校

1 課 程 ・ 学 科 全日制の課程 普通科

2 募 集 定 員 定員の80名から、前期選抜合格者数を除いた数とする。

3 出 願 資 格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併 願 の 取 扱 い

志願者は、本校以外の高等学校に出願することはできない。

6 出 願 期 間

令和6年3月15日(金)から3月18日(月)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒(定形郵便長形3号に志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付したもの)を同封の上、令和6年3月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出 願 に 必 要 な 書 類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 調査書
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
 - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者

- ① 入学願書（前頁(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、前頁「3 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の「②文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者」に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形郵便長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年3月15日(金)から3月21日(木)までとする。
郵送の場合には、3月21日(木)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

9 県外等からの出願

- (1) 県外からの出願者は、上記「7 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

6 船高後期

- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記「7 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

- ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願 書 受 付

- (1) 出願書類受付後に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出 願 先 変 更

志願者は、令和6年3月19日(火)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。
なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- ② 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出 願 の 取 消 し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選 抜 方 法

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

- (2) 面 接

個人面接を実施する。

志望の動機や将来の進路希望、自らの考えを適切に伝える表現力を確認する。

6 船高後期

また、国語・数学・理科・社会・英語の5教科について学習の成果を問う質問を行う。
面接については、段階評価し、学習の成果を問う質問は50点満点とする。

- (3) 作文
作文を実施する。あるテーマに対し、自分の意見等を600字程度でまとめる。作文は60点満点とする。
- (4) 選抜資料の満点
全体の満点は300点満点とする。

14 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 令和6年3月22日(金) 午前9時～
- (2) 日 程 9:00～10:00 作 文
10:15～ 面 接
- (3) 会 場 福島県立船引高等学校
- (4) その他
 - ① 志願者は3月22日(金)午前8時30分に本校検査場に集合し、係員の指示に従うこと。
 - ② 次のものを持参すること。
受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム
 - ③ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日(月)午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引替えに合格通知書を交付する。志願者は受験票を必ず持参すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。
- (4) 合格者発表についての電話での問い合わせには応じない。

16 そ の 他

- (1) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 障がい等のある志願者に対する配慮
障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業生及び卒業見込みの者
 - ア 原則として令和5年以内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も合わせて提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
 - イ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
 - ② 上記①以外の者
 - ア 原則として令和5年以内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
 - イ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。
- (3) 氏名等の漢字の扱い
本校での入学者選抜事務における氏名等の漢字の扱いについては、J I S第二水準までのものを用いる。